

日 ASEAN みどり脱炭素コンソーシアム設置規則（案）

第 1 趣旨

気候変動による農林水産業への影響が拡大する中で、アジアモンスーン地域における持続可能な農業・食料システムの構築に向けて、令和 5 年 10 月に開催された日 ASEAN 農林大臣会合において、「日 ASEAN みどり協力プラン」が採択された。本プランに基づく取組の一環として、アジアモンスーン地域における脱炭素プロジェクトの形成・実行及び将来的な JCM（二国間クレジット制度）への発展を目的に「日 ASEAN みどり脱炭素コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

第 2 構成

- （１）コンソーシアムの構成員のうち関係省庁及び機関（以下「関係省庁等構成員」という。）は、別紙のとおりとし、関係省庁等構成員以外の構成員は、事務局において別途名簿を取りまとめ公表する。
- （２）関係省庁等構成員以外の構成員として入会しようとする者は、事務局の指定する方法で申し込むことにより入会することができる。
- （３）構成員は、以下の事項を事務局に届け出ることにより、退会することができる。
 - （ア）退会しようとする者の名称
 - （イ）退会の理由
 - （ウ）届出の年月日

第 3 事務局

コンソーシアムの事務局は、関係省庁等構成員の協力を得て、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループが担当する。

第 4 除名

構成員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断により当該構成員を除名することができる。

- （１）コンソーシアムの名誉を傷つけ、又はその趣旨に反する行為をしたとき。
- （２）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第5 総会

- (1) 総会は、構成員の要請に応じて、事務局が招集する。
- (2) 総会において、事務局が必要と認めるときは、構成員以外の省庁、企業・団体、有識者等に出席を要請することができる。

(別紙)

日 ASEAN みどり脱炭素コンソーシアム 関係省庁・機関構成員

【関係省庁】

外務省アジア大洋州局地域政策参事官室

外務省国際協力局国別開発協力第一課

経済産業省産業技術環境局環境政策課地球環境対策室

国土交通省総合政策局環境政策課

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課国際室

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

環境省地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素政策調整担当参事官室

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（事務局）

【関係機関】

独立行政法人日本貿易振興機構

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構